

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	「金融検査マニュアル」資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト(別表1)1.(4)①ニ. 「保険検査マニュアル」資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト(別表1)1.(4)①ニ.	「(ニ)当該電子記録債権の譲渡人の保証があること」が追加されているが、この要件は必要なのか確認したい。 銀行取引約定書などで電子記録債権の買取義務を盛り込んでいる金融機関が大半であり、手形の裏書より買取権を行使してきた過去の商慣行を考えると、保証記録を積極的に要件とする理由があるのか。	今回の改定は、「電子記録債権」のうち「決済確実な商業手形」に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを明確化したものですが、現行の金融検査マニュアルの「決済確実な商業手形」の要件においても、裏書人の保証は要件とされていません。 したがって、ご指摘を踏まえ、「当該電子記録債権の譲渡人の保証があること」との要件を削除するとともに、ハ.の「決済確実な商業手形」に準じた記載振りとすることとし、以下のとおり修正します。
2	「金融検査マニュアル」資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト(別表1)1.(4)①ニ. 「保険検査マニュアル」資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト(別表1)1.(4)①ニ.	「金融検査マニュアル」資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト(別表1)1.(4)①ニ.及び「保険検査マニュアル」資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト(別表1)1.(4)①ニ.の「これに類する電子記録債権」の要件は、同ハ.の「決済確実な商業手形」の要件と同様のものを単に分かりやすく言い換えただけという趣旨か。 仮に、そのような趣旨であれば、ただし書に規定された要件と本文各号に掲げられた要件では、異なった解釈をされるおそれがあることから、同様の規定振りとするべきではないか。	ニ.「これに類する電子記録債権」とは、電子記録債権の債務者の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、支払期日における支払いが確実な電子記録債権をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために発生記録がなされた電子記録債権は除かれる。